

# 附属機関等の概要

別記様式2

(令和5年4月1日現在)

担当部課名	建設部まちづくり局都市計画課	内線	29-812
-------	----------------	----	--------

附属機関等の名称	北海道都市計画審議会														
	「附属機関」、「常設の懇談会」の別	附属機関													
設置年月日	昭和44年6月14日														
設置根拠	都市計画法第77条第1項														
設置目的	<p>&lt;目的&gt;</p> <p style="text-align: center;">都市計画は、都市の将来の姿を決めるものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制限を加えるものであることから、各種の行政機関や住民の利害を調整し、さらに利害関係人の権利、利益を適正に保護する観点が必要となる。 そのため、都市計画法で、学識経験者等の第三者からなる都市計画審議会を設置のうえ、都市計画を決める前にその案について調査・審議を行う。</p> <p>&lt;所掌事項、議題等&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画区域等の指定、変更又は廃止について、知事に意見を述べること</li> <li>2 都市計画の決定及び変更について、知事の付議に基づき調査審議すること</li> <li>3 都市計画に関する事項について、知事の諮問に応じて調査審議すること</li> <li>4 都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること</li> <li>5 建築基準法など他法令により、その権限に属された事項を行うこと</li> </ol>														
委員構成	<p>1 委員(構成員)数 <span style="float: right;">23名</span> <span style="float: right;">【定数： 30名】</span></p> <p style="padding-left: 20px;">(うち女性委員) <span style="float: right;">1名</span></p> <p style="padding-left: 20px;">(うち公募委員) <span style="float: right;">0名</span> <span style="float: right;">【公募枠： 0名】</span></p> <p style="padding-left: 40px;">現在委員を委嘱していない場合はその理由 ( )</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			名称	委員数(うち女性委員)	なし									
名称	委員数(うち女性委員)														
なし															
会議の公開状況	<p>公開</p> <p>公開できない理由(一部非公開・非公開の場合)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 50px; margin-top: 10px;"></div>														